

実効性の確保

実効性の確保

- 条例が遵守されない場合は、市からの「指導及び助言」「報告の徴収及び立入検査」「勧告」「措置命令」等を経て、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則」が適用される場合がある。
- 再エネ特措法による事業計画認定(FIT/FIP認定)の取消しを国に働きかける。

<実効性確保の考え方>

- 1 条例違反があった場合に、許可の取消しや事業者名等の公表等の措置を講ずることにより、条例の実効性を確保する。
- 2 「偽りその他不正の手段により、許可を受けた場合」や「許可後、一定の期間内に、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しない場合」「許可の際、付された条件に違反した場合」「措置命令に違反した場合」等に許可を取り消すことができることとする。許可を取り消した場合には、氏名(名称)や住所(所在地)を公表することができる。
- 3 条例違反を抑止するため、罰則は行政刑罰である「罰金」とする。罰金を規定する他自治体の条例や罰金の規定を設けている本市条例を参考に以下のとおりとする。

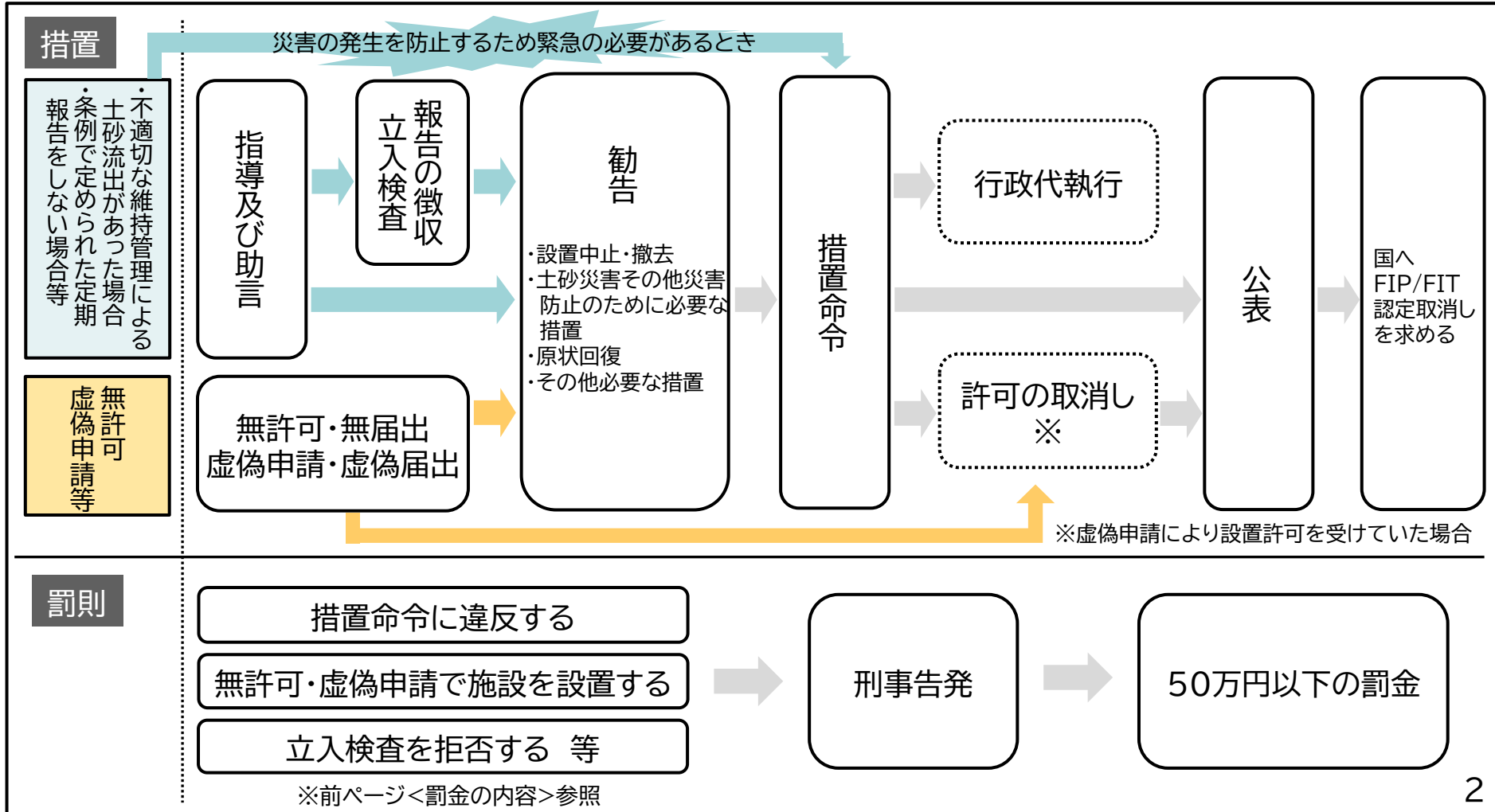
<罰金の内容>

金額	行為
50万円以下	措置命令に違反する
30万円以下	無許可・虚偽申請で施設を設置する(変更無許可・変更虚偽申請含む)／許可の条件に違反
20万円以下	報告や資料を提出しない／虚偽の報告をする 立入検査を拒否する／質問に対する答弁を拒否する又は虚偽の答弁をする
5万円以下	無届出・虚偽届出で施設を設置する(変更無届出・変更虚偽届出含む)

実効性の確保

条例で定める太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手順が遵守されず、防災・環境保全・景観等に配慮がなく、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されていない場合に、以下のフローに沿って対応する。

<措置及び罰則のフロー>



実効性の確保

措置の内容は以下のとおり

措置	内容
指導及び助言	この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。
報告の徴収及び立入検査	この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
勧告	<ol style="list-style-type: none">事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。<ul style="list-style-type: none">設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき事業計画の届出をした者が、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更したとき事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。<ul style="list-style-type: none">正当な理由なく指導に従わなかったとき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

実効性の確保

措置の内容は以下のとおり

措置	内容
措置命令	<ul style="list-style-type: none">• 市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該事業者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。• 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は必要な措置を講ずることを命ずることができる。
公表	<ul style="list-style-type: none">• 設置許可を取り消し、又は太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。• 公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるとする。